

郡山市中小企業及び小規模企業振興基本条例の概要

前文 (条例制定の趣旨)

- 安積開拓・安積疏水、明治期から続く産業発展、中小企業・小規模企業が果たしてきた役割
- 近年の中小企業・小規模企業を取り巻く現状や課題、東日本大震災の影響
- 中小企業・小規模企業の存在を地域社会が再認識し、連携して支えていくことが必要
- 中小企業・小規模企業振興の基本理念を定め、地域社会全体で施策を推進

第1条 目的

- 中小企業・小規模企業振興の振興について基本理念を規定
- 市の責務、中小企業者・小規模企業者の努力等、関係者の役割、市の施策の基本方針を明記
- 施策の総合的な推進により、本市経済の活性化と市民生活の向上に寄与

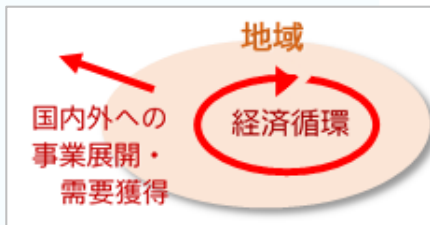
第3条 基本理念

- 中小企業者・小規模企業者自らの努力と創意工夫により、経営力向上を図り、成長発展、事業の持続的な発展が促進されること
- 経済的、社会的環境の変化への適応が円滑にされること
- 地域内の取引拡大等により、地域の経済循環が促進されること
- 国内外の多様な需要に応じた商品の販売、役務の提供、新たな事業展開が促進されること
- 中小企業者、小規模企業者、国、福島県、市その他関係地方公共団体、中小企業関係団体、大企業者、金融機関、学校、大学等、市民が相互に連携し、協力すること
- 風評払拭をはじめとした東日本大震災からの復興に向けた取組を推進すること

第2条 定義

- 条例で用いる用語を定義し、共通の理解をもって条例を解釈

本市に立地する「テクノアカデミー郡山」のほか、「FREA」等の研究開発機関を含めて「大学等」と定義



第4条～第11条 責務・努力・役割・理解及び協力

第4条 市の責務

- 中小企業・小規模企業振興に関する総合的な施策を策定、実施
- 関係者相互の連携、協力により施策を実施

第6条 中小企業関係団体の役割

- 中小企業者・小規模企業者のための環境整備、積極的な支援

第7条 大企業者の役割

- 中小企業者・小規模企業者と連携、協力
- 市の施策に協力

第8条 金融機関の役割

- 中小企業者・小規模企業者の円滑な資金供給、経営相談の対応

第5条 中小企業者及び小規模企業者の努力

- 経営力向上、経営基盤の強化、経営の革新
- 人材の育成、ワークライフバランスの実現
- 社会的責任を自覚、地域社会との調和、暮らしやすい地域社会の実現に貢献
- 職業に関する学習等に協力
- 企業情報の積極的な広報



第9条 学校の役割

- 勤労、職業に対する意識啓発

第11条 市民の理解及び協力

- 中小企業・小規模企業の重要性を理解し、成長発展、事業の持続的発展に協力

第10条 大学等の役割

- 中小企業者・小規模企業者と連携、協力
- 中小企業・小規模企業の情報収集、提供

第12条 市の施策の基本方針

- 経営力向上、経営基盤強化、経営革新を促進
- 円滑な資金調達を促進
- 人材の確保及び育成を支援
- 創業、事業承継、企業間連携等を促進
- 情報通信技術の活用を促進
- 風評払拭をはじめとした東日本大震災からの復興に向けた取組を支援
- 経済的、社会的環境変化の影響が特に大きい小規模企業者の事業の持続的発展を確保するため、事業を円滑、着実に運営できるよう配慮

第13条 受注機会の増大

- 市は予算の適正執行及び透明かつ公正な競争の確保に留意しつつ、中小企業・小規模企業の受注機会の増大を図るよう努力

第14条 財政上の措置

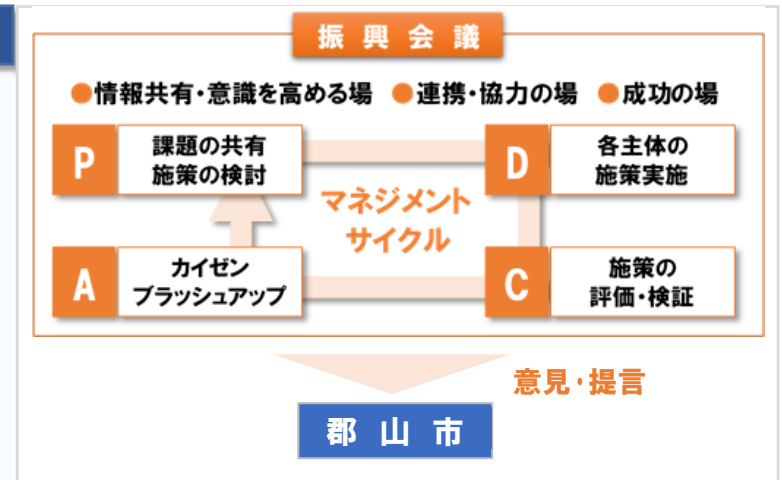
- 市は中小企業・小規模企業振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努力

第15条 中小企業及び小規模企業振興会議

- 中小企業・小規模企業振興を推進するため、「郡山市中小企業及び小規模企業振興会議」を設置
- 会議は、中小企業・小規模企業振興に関する事項、その他市長が必要と認める事項について協議し、市長に意見を述べるができる
- 会議は 15 人以内で組織、任期 2 年
- 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱
 - ・学識経験者
 - ・中小企業及び小規模企業の経営者
 - ・中小企業関係団体の関係者
 - ・その他市長が特に必要と認める者

第16条 委任

- 必要事項は規則で規定



制定スケジュール

